

[法第十五条の二の三、法第十五条の二の四]

## 産業廃棄物処理施設維持管理記録簿[焼却](平成25年10月度)

対象期間:平成25年10月01日～平成25年10月31日

焼却した産業廃棄物の種類及び数量[規十二条の七の二-イ、規十二条の七の五-イ]

	種 類	数 量 <sup>※1</sup>
産業廃棄物	廃油	2,592 kg
	廃酸	521 kg
	廃アルカリ	12 kg
	廃プラスチック類	32,894 kg
	紙くず	150 kg
	木くず	117 kg
	繊維くず	0 kg
	ゴムくず	0 kg
	金属くず	1,585 kg
	ガラスくず及び陶磁器くず	2,742 kg
特別管理 産業廃棄物	引火性廃油	1,448 kg
	廃油(有害)	75 kg
	廃酸(有害)	40 kg
	廃アルカリ(有害)	0 kg
	感染性廃棄物	104,091 kg

※1・・・kg以下は四捨五入

燃焼ガス及び排ガスの測定の実施状況と措置(連続測定)[規十二条の七の二-ロ、規十二条の七の五-ロ]

	燃焼ガス温度	集塵機流入ガス温度	排ガス中の一酸化炭素濃度
測定位置	別図の①	別図の②	別図の③
測定結果が得られた日	平成25年10月01日～平成25年10月31日	平成25年10月01日～平成25年10月31日	平成25年10月01日～平成25年10月31日
測定結果	別紙のとおり <sup>※2</sup>	別紙のとおり <sup>※2</sup>	別紙のとおり <sup>※2</sup>

ばいじんの除去の実施状況と措置[規十二条の七の二-ハ、規十二条の七の五-ハ]

	冷却設備	排ガス処理設備
ばいじんの除去を行った日	平成25年10月01日～平成25年10月31日	平成25年10月01日～平成25年10月31日

排ガスの測定結果[規十二条の七の二-ニ、規十二条の七の五-ニ]

	6月に1回以上	1年に1回以上
採取位置	別図の③	別図の③
採取した年月日	平成25年7月24日	平成25年2月4日
測定結果が得られた日	平成25年8月7日	平成25年2月26日
ダイオキシン類	0.16 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N	
ばい煙量又は ばい煙濃度	硫黄酸化物	0.054 m <sup>3</sup> N/h
	ばいじん	0.0022 g/m <sup>3</sup> N
	塩化水素	220 mg/m <sup>3</sup>
	窒素酸化物	96 ppm

※2・・・連続記録紙は焼却施設操作室にて開示